

(削る) 二 家畜の飼養の用に供する施設又は前号に掲げる施設に附属する門又は塀 三 家畜の飼養の用に供する施設又は第一号に掲げる施設内の室であつて、畜産経営に関する執務又は作業（軽微なものに限る。）その他これらに類する目的のために使用するもの 四 家畜の飼養の用に供する施設又は第一号イからハまでに掲げる施設内の室であつて、飼料、農業用トラクターその他の畜産経営に必要な物資又は車両の保管（軽微なものに限る。）の目的のために使用するもの (家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設) 第二条 法第二條第一項の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設として農林水産省令で定める施設は、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち第一号及び第二号に掲げる施設とし、第三号から第七号までに掲げる施設を含むものとする。	
一 屋根及び柱又は壁を有する施設（これに類する構造のものを含む。） 二 高さがハメートルを超える発酵槽その他これに類する施設（前号に掲げるものを除く。） 三 第一号に掲げる施設に付随する施設（同号に掲げる施設の敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等をし、当該施設と一体的に利用する施設をいう。）であつて、次のイ又はロに掲げるもの イ もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要な物資の保管の目的のために使用する施設 ロ 農業用トラクター、トラクターシヨベルその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要な車両の保管の目的のために使用する施設 四 第二号に掲げる施設に附属する施設であつて、当該第二号に掲げる施設を制御するための施設 五 家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する施設又は第三号に掲げる施設に附属する門又は塀 六 第一号又は第三号に掲げる施設内の室であつて、家畜排せつ物の処理又は保管に関する執務又は作業（軽微なものに限る。）その他これらに類する目的のために使用するもの 七 第一号に掲げる施設内の室であつて、家畜排せつ物の処理又は保管のために必要な物資又は車両の保管（軽微なものに限る。）の目的のために使用するもの	二 家畜の飼養の用に供する施設に付随する集乳施設 三 家畜の飼養の用に供する施設若しくは前二号に掲げる施設に附属する門又は塀 四 家畜の飼養の用に供する施設又は第一号若しくは第二号に掲げる施設内の室であつて、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のために使用するもの (新設) (家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設) 第二条 法第二條第一項の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設として農林水産省令で定める施設は、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）とし、当該施設に附属する門又は塀及び当該施設内の室であつて、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のために使用するものを含むものとする。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○農林水産省令第一号
国土交通省令第一号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、並びに畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第二條第三項及び第四項、第三條第一項、第二項第八号及び第三項第六号（同法第四條第三項において準用する場合を含む。）、第四條第一項、第六條第三項、第八條第二項第二号、第十三條第一項、第十九條、第二十四條並びに第二十五條の規定に基づき、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月三十一日

農林水産大臣 野村 哲郎
国土交通大臣 斉藤 鉄夫